令和５年度共助のビジネスモデル検討協議会運営支援業務

受託候補者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

１　業務概要

（１）業務名

令和５年度共助のビジネスモデル検討協議会運営支援業務

（２）目的

　　　本県では、県民誰もがデジタルサービスの恩恵を受ける社会を目指し、官民が保有する様々なデータを収集・連携・活用するため県広域データ連携基盤の構築を令和５年度中に予定している。本基盤を利用して地域課題を解決するために、地域に属する様々なステークホルダー（NPO、企業、地域団体）と官が参画する共創の協議会を設立し、データ活用による解決気運の醸成や共助のビジネスモデルの創出によって官民共助による幸福度日本一の石川県の実現を目的とする。

　　　本要領は、協議会の設立及び運営に対する支援等を実施するとともに、民間が主体となり地域課題を解決できる共助のビジネスモデル創出並びに自立して共助のビジネスモデルを創出し続ける体制の構築ができる受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定める。

（３）業務内容

　　ア　令和５年度共助のビジネスモデル検討協議会（以下、「協議会」という。）の設置準備並びに設立後の運営に関する支援業務

　　イ　ワーキング・グループの運営・連絡調整に関する支援業務

　　ウ　協議会の広報に関する業務

　　エ　事務局運営支援業務

（３）履行期間

契約締結日から令和６年３月３１日まで

（４）予算額

　　　１０,０００千円

　　　予算額には消費税のほか本業務に必要な一切の経費を含む。

２　本プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

　　次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（３）参加申込書の提出期限の翌日から本プロポーザルに係る提案書の審査実施日までのいずれの日においても石川県の指名停止措置を受けていない者であること。

（４）役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

（５）令和元年以降に、自治体が発注する当該業務と同種又は類似の業務を受託した実績を有し、全国的な見地から情報を収集し、本県各地域で参考となる事例を提供できるなど業務を遂行するに足る能力を有する者であること。

３　本プロポーザルの手続きに関する事項

1. プロポーザル実施要領等の配布

　　ア　配布する資料

（ア）令和５年度石川県共助のビジネスモデル検討協議会運営支援業務受託候補者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

（イ）委託仕様書

（ウ）参加申込書（様式１）

（エ）提案書（様式２）

（オ）質問書（様式３）

（カ）辞退届（様式４）

（キ）その他参考資料

　　イ　配布する期間

令和５年７月２１日（金）から同年８月４日（金）まで

ウ　配布する方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

[http://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital](http://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital＊＊＊＊＊＊＊)/202305\_proposal.html

1. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問のある者は、実施要領に定める質問書により提出すること。

ア　受付期間及び方法

令和５年７月２１日（金）から同年７月２８日（金）午後５時までに石川県総務部デジタル推進課（e120300@pref.ishikawa.lg.[jp](mailto:e150900a@pref.ishikawa.lg.jp)）に電子メールにより提出すること。

イ　回答方法

　　以下の石川県ホームページに掲載する。

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital/202305\_proposal.html

４　参加の申込みに関する事項

　　本プロポーザルに参加を希望する者は、本要領に定める参加申込書に提案書などの必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

（１）参加申込書

参加申込書（様式１）に必要事項を記載して提出すること。

（２）参加申込書に添付する書類

参加資格要件としている業務実績が確認できる書類（委託契約書の写し等）を添付すること。

（３）受付期間

令和５年７月２１日（金）から同年８月４日（金）午後５時まで

（４）提出方法

電子メール（提出期限内必着とする。）により提出すること。

（５）提出先メールアドレス

[e120300@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:e120300@pref.ishikawa.lg.jp)

（６）その他

参加申込書を提出した者が、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、本要領

に定める辞退届（様式４）を速やかに提出すること。

５　提案書等の提出に関する事項

　　本プロポーザルに参加する者は、本要領に定める以下の提案書及び見積書を提出期限までに提出すること。

（１）提案書

提案書は、以下の内容で電子メールにより提出すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 様式 | 内容 |
| 自由 | 提案書（様式２に記載の事項を含むこと） |

（２）提案を求める事項

提案にあたっては、地域課題の解決に向けたデータ活用による気運の醸成や共助のビジネスモデルの創出が目的であることに留意して、以下の内容について提案すること。

また、提案は簡潔に記述すること。

なお、文章を補足するために必要な写真、イラスト、イメージ図を使用することができる。

ア　運営支援に対する基本的な考え方について

共助のビジネスモデル検討協議会が果たすべき役割を踏まえた上で、どのような視点で協議会での検討を進めていくべきか基本的な考え方について提案すること。

イ　共助のビジネスモデル検討協議会にて設置予定である意思決定機関である理事会の定期的な開催支援ついて提案すること。

　　ウ　共助のビジネスモデル検討協議会の中に個別の地域課題を解決するため、会員から構成されるワーキング・グループを設立することとし、そのワーキング・グループの進め方として、以下の内容について提案すること。

（ア）会員が希望するワーキング・グループの作成、運営並びに活動の事務局並びに理事会への報告。

（イ）会員同士の交流促進支援。

（ウ）来年度、県で取り組む事業となる1件程度のビジネスモデル創出に係る取組案。

　　エ　共助のビジネスモデル検討協議会の理念や活動内容を外部へ発信する方法として効果的な方法を提案すること。

　　オ　業務の進め方として、以下の内容について提案すること。

（ア）業務の実施スケジュールについて、具体の作業とその実施時期を具体的に提案すること。

（イ）業務の実施体制について、指定する様式に具体的に記載すること。

（３）見積書

本業務（提案した内容を含む。）に要する費用の見積書（積算内訳を含む。様式は任意）を提出すること。費用明細を明確にすること。

（４）提案書及び見積書の提出期限

電子メール（提出期限内必着とする。）により提出すること。

（５）提出先メールアドレス

　　　e120300@pref.ishikawa.lg.jp

（６） その他

　　ア　提案書の作成に要する費用は、提案者の負担とする。

　　イ　提出された提案書は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。

６　プロポーザルの審査

　　本プロポーザルの審査にあたっては、令和５年度共助のビジネスモデル検討協議会運営支援業務プロポーザル審査委員会において、提出された参加申込書及び提案書の内容について審査を行い、最も優れた者を受託候補者として選定する。

（１） 審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査事項 | 提案を求める事項 | 評価する主な内容 |
| 提案内容 | 運営支援に対する基本的な考え方について | ・運営支援の意図を理解しているか。  ・デジタル技術等の技術進展の状況を十分に把握しているか。 |
| 理事会の定期的な開催支援 | ・実施回数は何回想定か。  ・具体的な支援方法について |
| 会員が希望するワーキング・グループの作成、運営並びに活動の事務局並びに理事会への報告。 | ・ワーキング・グループの運営方法、関与方法はどのように行うか  ・過去にどの様な実績があるか。 |
| 会員同士の交流促進支援 | ・どのような方法でするか。 |
| 来年度、県で取り組む事業となる1件程度のビジネスモデル創出に係る取組案 | ・どのような方法で取り組むか。  ・過去にどの様な実績があるか。 |
| 共助のビジネスモデル検討協議会の理念や活動内容を外部へ発信 | ・どのような方法でするか。 |
| 業務スケジュールについて | ・具体の作業とその実施時期は具体的であるか。  ・日程に無理はないか。 |
| 業務の実施体制について | ・配置される職員の能力や人数に不足はないか。 |

（２） 審査にあたって評価する事項

　　本プロポーザルの審査にあたっては、

・どのような企画を提案できる能力があるか。

・業務にあたって、具体的にどのような提案を行うことができるか。

・どのような組織体制で業務に臨めるか。

などを参加申込書及び提案書の内容から評価するものとする。

７　選定結果の通知

　　　選定結果は、提案に参加した者に対し、書面により通知する。

（１）通知予定時期

令和５年８月上旬

（２）非選定者に対する理由の説明

非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して７日（石川県の休日を定める条例第１条に規定する県の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができる。

なお、その回答は、その理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日以内に、書面により行う。

８　契約手続きに関する事項

契約にあたっては、選定された受託候補者と契約交渉を行うものとし、提案された内容のみに限定せず協議した上で、契約書に仕様及び金額等の内容を定め、契約を締結するものとする。

（１）契約締結予定時期

　　　令和５年８月中旬

９　その他

（１）必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

（２）参加申込書や提案書及び契約手続きにおいて、使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨に限る。

（３）参加申込書や提案書が以下の条件の一に該当する場合は無効とすることがある。

ア　提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ　作成様式（書式）及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ　記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ　許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

カ　虚偽の内容が記載されているもの。

（４）提出された全ての書類は、石川県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提案者に無断で公開しない。

（５）参加申込書や提案書の受理後の差し替え及び訂正は、原則として認めない。

（６）本要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

10　問い合わせ先

　　〒９２０－８５８０　金沢市鞍月１丁目１番地

　　石川県総務部デジタル推進課地域DX推進グループ

　　電話番号　０７６－２２５－１２４３

　　電子メール　e120300@pref.ishikawa.lg.jp